

いわき市議会史

第13期

平成24年10月～平成28年9月

ふるさと・いわきの復興と 確かな未来創生のために

平成二十八年三月、ふるさとがいつもまでも魅力と活力にあふれ、誰もが幸せに暮らせるまちであり続けることを願い、市民の知恵と力の結集と、確かな実践を求めた「いわき創生総合戦略」が打ち出された。ひとつづくり、まちづくり、しごとづくりによるいわき市の未来の姿がそこにはある。

議会では、ICT化の試行、政策立案・提案、議員間討議のほか議会報告会の実施など、市民からより親しまれる議会づくりを続けている。

1 新病院建設に向けて

市立病院の改革と変遷についてはこれまで第八期、第二二期でも述べてきたところである。

平成十九年末、総務省は「公立病院改革

ガイドライン」を策定、公立病院を設置する全国の自治体に対して「公立病院改革プラン」を策定するよう通知した。本市もこれに沿って市立病院の改革を本格化させていった。

市は策定した改革プランに従い、一市一病院二施設体制で運営していた総合磐城

共立病院と常磐病院の診療機能を総合磐城共立病院へ集約・統合し、常磐病院を民間の財団法人に移譲した。これによって本市の病院運営は一市一病院一施設となった。

総合磐城共立病院は、昭和二十五年に一市二九町村の組合立病院として開設され、昭和四十一年の大同合併に伴っていわき市立病院となり、以来「いわき医療圏の中核病院」として医療設備や機能の充実が



市立総合磐城共立病院(外観)



市立総合磐城共立病院 新病院建設工事起工式

図られてきた。

一方、施設は老朽化が進み、繰り返された増改築によって施設配置は分散され、動線も非効率的で、さらには耐震性の確保といった問題や、東日本大震災の経験を踏まえた災害対応力向上の必要性などの問題を抱えており、その早急な対策が求められていた。

将来にわたって市民の健康を守り、安全で安心な医療を提供していくため、新病院の建設は必要にして不可避であった。

市では、平成二十二年度から新病院建設の基礎となる基本構想の策定に取り組み、平成二十四年三月には、地域医療関係者や公募委員等で構成された「いわき市新病院建設に係る基本構想づくり懇談会」からの提言を踏まえ「新病院基本構想」を策定、新たな病院施設を現在地に建設することとした。

平成二十四年十一月定例会では「新病院建設の全体のスケジュール」、「原発事故避難者など人口増による医療需要の増加への対応」、「常勤医師の確保」、「がん拠点病院としての放射線治療医の充実について」など、議員から質問が相次いだ。

いわき市、そして浜通りを代表する大型病院施設の建てかえは、容易な問題ではない。市民の関心も高く、議会でも活発な質問が繰り返された。また、これまで累積した欠損金があったことから、総合磐城共立病院の建設費用や運営に係る会計などについても質問が及んだ。

平成二十六年二月四日、市は新病院の基本設計を公表した。

施設は地上二三階建て。鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）の免震構造、屋上には救急患者の搬送にも対応するためヘリポートも設置される。延べ床面積は約六万三七六五㎡で、病床数は七〇〇床という

規模である。

平成二十八年二月十八日に起工式が行われ、平成三十年度秋に開院の予定である。その後二期工事を施工し、平成三十二年度末までに新病院建設事業全体が完了する予定である。

平成二十五年十月定例会では、就任直後の病院事業管理者が「任期中の目標は、総合磐城共立病院を東北一の自治体病院にすること。共立病院の医療の充実なくして浜通り地方の復興はなく、浜通り地方の復興なくして東北地方全体の真の復興もあり得ないと考える。」と決意を述べている。



新病院完成予想図

出産祝金（支援金）支給 条例の再議

平成二十六年二月十三日、市は新年度から出産祝金支給制度を設けることを公表した。これは市長の選挙公約でもあり、第二子の出産に五万円、第二子の出産には



出産支援金交付

六万五〇〇〇円、第三子以降は八万円ずつを支給するというものだ。

出産にかかる費用は、本市の場合で平均約四八万円とされ、健康保険から給付される出産育児一時金四二万円と合わせると、費用はほぼ公的助成で補填されることとなる。

少子化対策が課題となっていた本市だが、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、出生率の低落傾向に一層の拍車をかけた。原発事故によって出産や子育ての環境が厳しくなっている中、助成制度を設けて若い夫婦が出産しやすい環境を整える狙いがあった。

二月二十日、市長は平成二十六年二月定例会に「出産祝金支給条例の制度について」を提出、「出産を祝福するとともに、出産に係る経済的負担の軽減を図ることにより、安心して子どもを産み育てることができ環境の整備に寄与することを目的として出産祝金を支給するため。」と提案理由を説明した。

しかし、この議案を巡って、「祝い金なのか、支援金なのか。」と議員の賛否は真二つに分かれた。

二月二十六日、市長は「震災・原発事故を受け、いわき市は出産や子育てしにくい環境になってしまったというマインド

を変えていくことが大事ではないかと思う。」と述べた。議員からは「単純なお祝いなのか、出産費用の補助なのか、趣旨が曖昧であり、何らかの修正が必要ではないか。」との意見が出た。

三月三日にも「この事業を貫く精神は、出産に対する祝福にあるのか、出産に対する支援にあるのか。」と議員から所見を質され、当局は「出産への祝意を表するとともに、子育て世代の負担が軽減され、安心して子育てができるようにとの願いを込めまして、支給するものである。」と答えている。

三月四日には常任委員会において審査が行われ、委員からは「少子化対策としての支援だという市のスタンスを明確にするべき。税金は目的に則して適正に活用されるべきであり、出産祝金という名称はばらまき政策にとられかねない。『祝福する』という文言を削除し、名称を出産支援金制度と修正するのが妥当。」と、修正案が提出された。

修正案についての討論では、文言としての「祝意」を条例に付記すべきかという点を含めて、祝い金とするのが妥当であるとの意見と、出産に係る費用負担の軽減を図るという目的を明確にし、施策展開の説明責任を果たす上で支援金が妥当であると

の意見が闘わされた。

修正案へ反対の立場からは、「原案は、本市における出産の奨励と祝福、出産に係る経済的負担の軽減、育児環境の整備に寄与する等を目的として制定するものである。東日本大震災以降、子育て世代の市外流出により人口減少も顕著である等のことから、子育て支援策の一助となるよう創設するものである。祝い金は、使途を限定せず、使途を確認するなどの事務手続も要しない。出産への関心を高める動機づけともなることから、名称は出産祝金支給条例が適切である。」等の討論がなされた。

委員会における採決では、修正案は起立少数により否決され、原案については起立多数となり、本案は原案のとおり可決すべきものと決した。

委員会での審査を経て、三月十二日、原案と修正案について、本会議の場で審議が行われた。動議として提出された修正案の提案理由が述べられたあと、質疑に入り、原案の出産祝い金と出産支援金の違いや「祝意」という文言の是非について討論が行われ、採決が行われた。

修正案に対する採決では、投票総数三六票に対し賛成と反対がそれぞれ一八票ずつと同数に分かれたため、地方自治法の

規定に基づく議長裁決により決定するという、異例の展開となった。結果、修正可決と裁決された。

しかし、事業の目的に表記した「祝福する」との文言を削除した修正案の可決に対し、市長から再議の申し立てがあり、三月二十日、臨時会が招集された。

市長は「東日本大震災という未曾有の大震災に見舞われ、復興の道半ばにある本市では、子育て支援を総合的に推進し、子どもを産み育てる環境を整備することは、本市の真の復興と明るく元気なまちづくりにおいて何よりも重要である。市全体を挙げて出産を奨励・祝福する必要があり、条例の目的に表記した祝福という表現は欠かすことができないものと考えている。」と、再議に付す理由を説明した。

再議において、二月定例会での議決結果のとおりとするか否か採決した結果、出席議員の三分の二以上の賛成が必要であるところ、それには達せず、前回の議決結果は否決された。

このことに伴い、新たに「いわき市出産祝金支給条例の制定について」の一部を修正する修正案が提出された。「条例の目的に表記した祝福という表現は欠かすことができないと考える。」として「名称を出産支援金とし、また、目的の中で祝福する

という表現はそのままとする。」という修正案である。直ちに採決が行われ、全会一致で修正案は可決、修正可決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決となった。

生まれてくる命を祝福することには異論も異議もない。本質は、継続的に子育て支援ができるような制度の制定と検討にある。子育て支援、医療助成制度の拡充等、震災と原発事故に見舞われた本市であればこそその施策も、時代の中でまた求められていく。



10か月児健康診査

いわき創生総合戦略の

3 策定

ふるさと・いわきの未来を創る

平成二十六年十一月二十一日に参議院において可決・成立した「まち・ひと・しごと創生法（以下・創生法）」の期するところは、同法の目的として第一条に明記されているように、「急速な少子高齢化の進展」と「人口の減少」に歯止めをかけ、「東京圏への人口の過度の集中」を是正し、「それぞれの地域で住みよい環境を確保」しながら「活力ある日本社会を維持していくために」、誰もが「夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営む」ための地域づくりと、これからを担う「多様な人材を確保」して、地域において「魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する」とにあった。

国が長期ビジョンと中長期展望の実現のために総合戦略を策定したように、各自治体も、それぞれの都道府県・市区町村の人口の現状と将来の見通しを踏まえた「地方人口ビジョン」を策定する必要がある。また「各地域の人口の現状及び将来の見通し」が国の長期ビジョンに当たる。

そして、国の総合戦略では、施策実施の成果を、数値目標や客観的な指標に置き

て検証し、見直しや改訂が行われる。

「まち」「ひと」「しごと」の創生は、日本という国、私たちの地域の将来の姿を、より具体的に想像し、明確に創造していくことである。

本市議会では、平成二十七年二月定例会において、「いわき創生総合戦略」の策定に関して様々な角度から調査・提言を行う「まち・ひと・しごと創生総合戦略策定調査特別委員会」を設置。同年十二月定例会では、委員長報告が提言された。主な提言は以下のとおりである。

1 しごとづくり

「中山間地域への企業誘致の推進と個人のライフスタイルに合わせた働き方の拡大、首都圏からの新規就農者の確保、常磐ものブランド」を確立させ継続して未来に残せる水産業プロジェクト、お試し定住体験、シニア回帰プロジェクトなど」

2 ひとづくり

「不妊治療助成金の充実、就労・出産にかかわらず女性が活躍できる社会を目指すとともに、男性も子育てをしやすい環境づくり、子どもの貧困に目を向けた学習支援の体制づくりや給付型奨学金制度の拡充など」

3 まちづくり

「結婚・出産しても地元で生活できる環境づくり、観光地に魅力ある照明を設置し情緒ある雰囲気とともに、災害時には誘導灯としての防災機能を併せ持つ『いわきまちあかりプロジェクト』に取り組みべきなど」というものであった。

市は、平成二十八年三月「いわき創生総合戦略」をとりまとめた。

第一章「人口ビジョン」では、西暦二〇六〇年の本市人口は、過去四回分の国勢調査の人口トレンドを踏まえ、一五万三〇〇〇人にまで減少するという、いささかショッキングな見通しも示された。ただし、自然動態（若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる等）と社会動態（若い世代の転出を抑制し、若い世代のU・I・Jターンを増加、地元への就職）の両方が改善されるなどの人口減少対策に重点を置いた政策を実施し、目標が達成された場合の将来展望人口では二二万人七〇〇〇人を維持できると推計している。

これを踏まえての総合戦略では、目的を「人口減少に歯止めをかけ、人口構造を改善すること」と「将来にわたりまちの活力を持続すること」と設定し、さらに基本目標を設定している。

4 教育行政の改革 ↳総合教育会議の設置

平成二十七年四月一日、改正地方教育法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律）が施行された。これにより、平成二十七年度からは、すべての地方公共団体において、首長が招集・主催し、首長及び教育委員会により構成する「総合教育会議」が設置されることとなった。

総合教育会議とは、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、両者が教育政策の方向性を共有しながら、一致・連携して教育施策を効果的に推進していくための会議である。これによって首長が教育行政に果たす責任や役割は明確になり、また、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になる。なお、教育委員長と教育長の責務を統合した新教育長を教育委員会の責任者とすることとなった。

今回の法改正により、教育行政に関する首長の権限は大きく強化される。首長の関与が大きくなることで、教育行政に対する首長の介入の懸念や、首長が交代した際には方針変更されることも予想されるなど、教育行政の一貫性が損なわれる等の懸念もある。

本市議会においては、平成二十六年十一月定例会で、改正による懸念などについて議員から質問がなされ、当局は、「総合教育会議で市長と教育委員会が合意した事項は、双方がその結果を尊重しなければならぬ」とされており、双方が教育政策の方向性を共有し、一致して事務の執行にあたる事が可能となることから、市長と教育委員会はこれまで以上の連携のもと、事務局期間においても、あらゆる機会を通じた連携が期待できるものと考えている。」と答弁した。このような論議を行う中、市は、「いわき市総合教育会議設置要綱」をまとめ、同六月一日から施行した。翌二日には第一回の総合教育会議が開かれている。

また、市は教育委員会が所管する幼稚園に関する業務を市長部局に移管し、子ども・子育て支援の包括的な実施を図ることを目的として、新たに「こどもみらい部」を設置することとし、いわき市部設置条例の改正案について同定例会の総務常任委員会において活発な質疑と討論が行われた。

本会議においても討論が行われ、反対討論としての「本案は総合教育会議に関する事務を行政経営部の事務分掌に加えることが含まれている。教育の現場ではさまざまな問題があるが、独立した教育委員会

がその役割を十分発揮できるようにしてこそ、現場の諸問題は解決の方向性が見えてくる。教育行政への国や首長の関わりを強める総合教育会議の設置には問題があるため反対。」という意見に対し、賛成派からは「本案に規定している総合教育会議は、法律により地方公共団体の首長が設置することとされ、長と教育委員会が構成されるものである。本市においても、教育行政の進捗に向け、会議を通じた市長と教育委員会との連携強化が必要と考え、こどもみらい部の設置と併せて子どもたちの健全育成を図るとともに、教育先進都市の実現にもつながると考え、賛成する。」との意見が出された。

討論に引き続き、採決の結果、本案は原案のとおり可決され、これまでの幼稚園と保育所事務を一体的に所管する部が設置されることとなった。



体験型経済教育施設エリムにおける学習
(スチューデントシティ)

5 議会改革

本市議会では、平成十二年十一月、「いわき市議会改革調査検討委員会」を設置し、より市民に寄り添い、開かれた、分かりやすい議会を目指して議会改革の取り組みを続けてきた。

平成十三年十一月には、東日本初となる一般質問の「二問一答方式」導入、インターネットを活用した本会議の中継放送、市民に対するPRや広報活動強化などについて議長へ答申、最初の大改革を行った。

以後、同委員会は「議会改革推進検討委員会」と名称を変えながら、ホームページでの会議録公開（平成十五年二月）、議員定数二名削減、議員報酬月額削減（平成十五年十二月）、会議録の電子情報化・公開に関する規定の整備等（平成十八年三月）、傍聴席の改修（平成二十二年一月）といった改革を行ってきた。

東日本大震災発生に伴う復旧・復興財源確保に歩調を合わせる形での議員定数削減（平成二十三年十二月）、常任委員人数の変更（平成二十四年十月）などのほか、平成二十六年八月には、市民に開かれた市議会を目指して、積極的に市民へ情報を発信することや、業務の効率性向上などを目

的とした、市議会におけるICT化の調査検討結果報告書を議長に提出した。

また、タブレット端末を導入し、ペーパーレス化や業務の効率化などの観点から、デジタル資料による会議や、屋内外を問わないリアルタイムな情報の受発信も開始され、さらなる事務の効率化に向け検討が継続されている。

平成二十四年十月の改選後、議会改革推進検討委員会において「議会基本条例」の制定に向けた調査・検討を開始した。議会基本条例とは、自治に基づく議会運営の基本原則を定めた、議会運営の規範となるべき条例である。

本市議会は、同条例の制定・施行の必要性を見極める段階として、各会派の協議により合意に至った事項について試験的に実施することとした。要綱を制定した上で、

- 1 議会報告会
- 2 議員による政策立案及び政策提案の促進
- 3 議員間討議の制度化

を行っていくこととした。

平成二十七年五月に政策提案検討会を組織し、議員提案による条例制定を目指し、調査・検討を行った。結果、条例制定までは至らなかったものの、議会からの提



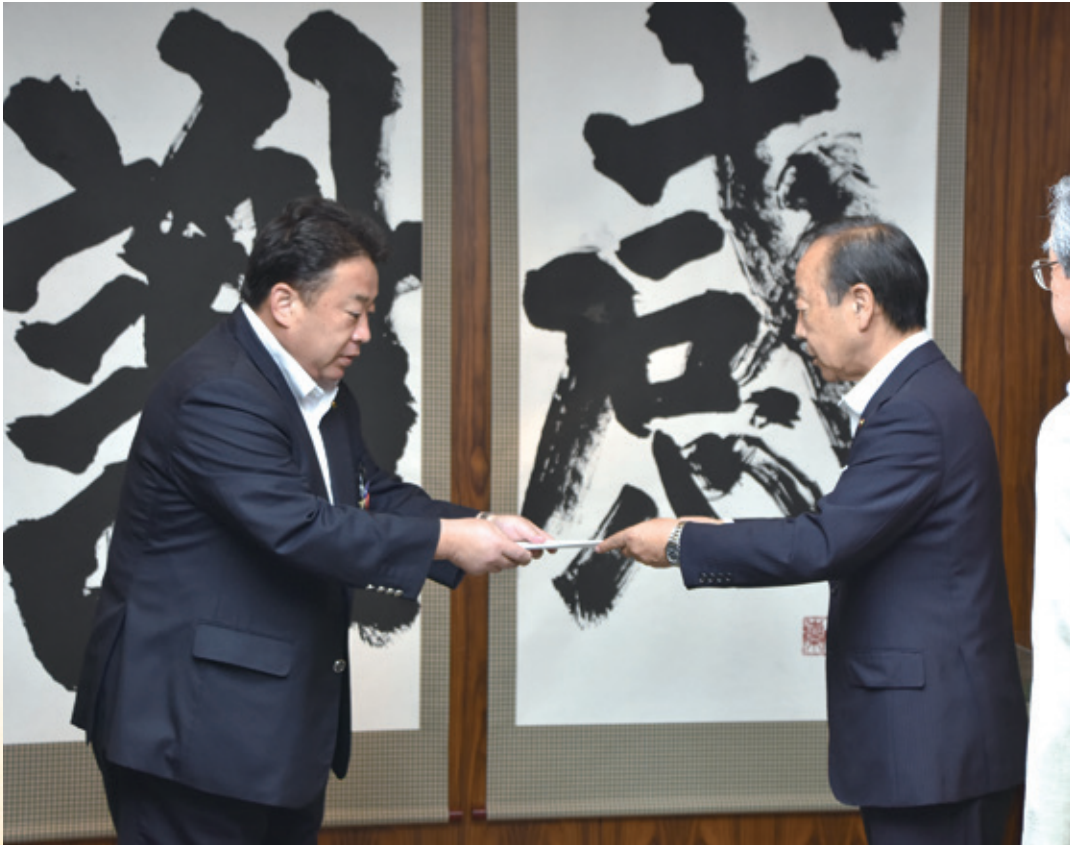
議会報告会

言という形で市長に対して政策提案を行った。

また、「議員間討議」は、平成二十七年六月定例会の常任委員会において初めて導入された。以降平成二十七年六月、九月、十二月、平成二十八年二月と毎定例会に

おいて討議が行われ、本格的な実施へと移行された。

さらに、平成二十七年七月、議員を六班に分け市内一三カ所を会場に初めての議員報告会を実施し、平成二十八年度も継続し、同年五月、市内一三カ所で開催した。



根本議長(右)から清水市長(左)へ政策提案する



議会改革で導入されたタブレット

平成二十八年七月、今任期末を迎えるにあたり議会改革推進検討委員会の活動の総括として、委員長から議長に対し、次のとおり報告があった。

これらの取り組みは、将来において議会基本条例を制定する場合の核をなす項目でもある。条例が形骸化しないためにも、それぞれの目的や効果が十分に発揮できるようにさらに経験を重ね、熟度を高められるよう、継続して実施されることを引き継ぐこととした。

これからの取り組みに注目したい。